

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(4) 産業発掘戦略 (技術革新が招く21世紀の新たな需要) 総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	防衛庁	<p>以下の施策について15年度予算を計上。(予算額4,774,868千円) ①平成12年度に運用を開始した防衛庁中央OAネットワーク・システムを換装し、利便性の向上、保全機能の強化を図る。 ②15年度から電子政府をスタートさせるために必要な防衛庁認証局における申請・届出等手続用プログラムの整備を行う。 ③装備品等のライフサイクルにわたり、官民間の各種調達手続業務(含む電子入札・開札)を電子化(防衛庁CALS/EC)する。 ④防衛施設庁での建設工事の入札に電子入札を導入する。</p>	<p>これまでの取り組みの結果、防衛庁における行政の情報化については、国民サービスの質的向上(行政情報の提供、申請・届出等手続の電子化、民間部門との電子データ交換の推進)、業務の効率化・高度化(個別業務のシステム化、文書管理・流通のシステム化、CALS/ECの推進等)、情報通信基盤の整備(防衛庁内ネットワーク基盤の整備、情報システムの高度化・効率化等)の3つの分野において、相当進捗したところであるが、個々の施策については今後とも充実させて行くことが必要である。</p>		<p>平成15年度以降についても、行政分野における情報通信技術の活用とこれに併せた既存の制度・慣行の見直しを継続することによって、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化・効率化及び透明性の向上に取り組んで行くことが必要である。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>民間委託（アウトソーシング）やPFI等の活用 従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やPFI等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やPFI等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。 (骨太の方針2002)</p>	<p>防衛庁</p>	<p>平成14年度において、今後整備を予定する防衛施設のうちPFI事業化の可能性が比較的高いと考えられる3施設(陸自補給処倉庫、海自史料館、空自厚生施設)を対象に、PFI導入可能性調査を実施。また、老朽化のため建替え予定の公務員宿舎1カ所(立川宿舎)について、PFI方式による整備事業の実施のため必要なアドバイザー業務を実施。</p>	<p>個別の防衛施設を対象としたPFI導入可能性調査の実施により、それぞれの施設特性を踏まえた上でのVFM(Value For Money)の推計及び課題等が整理されたことを受け、具体的なPFI事業化の推進を図っているところ。当該調査結果の要旨についてはホームページ上で公表。立川宿舎については、実施方針の公表等、事業化に向けた手続きを引き続き実施していくこととしている。</p>	<p>防衛庁としては、今後ともPFIについて、民間のノウハウや技術的能力の活用によりコスト削減やサービス向上などのメリットが期待されることから、防衛施設の整備等におけるPFIの活用について積極的に検討を行い、具体的な事業化に取り組んでいくこととしている。平成15年度においては、海自史料館の事業化に向けたアドバイザー業務を行うとともに、今後整備予定の防衛施設を対象にPFI導入可能性調査を実施する予定である。また、立川宿舎については、アドバイザー業務を経て平成15年度中に事業化に着手する予定である。</p>	

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。</p>	<p>財務省・総務省・税制調査会</p>		<p>・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本を含む「基本方針2002」が閣議決定された。さらに、それらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる各税にわたる改正を行うこととしている。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>
ロ. 歳出改革					
<p>○行政手続のオンライン化に伴う関係法律の整備のため、法案を提出する。</p>	<p>総務省 関係府省</p>	<p>「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」及び「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出し、平成14年12月6日に成立、15年2月3日施行。</p>	<p>本法律の施行により、行政手続のオンライン化が促進され、行政手続における国民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化に寄与。</p>		

<p>○「地方行政NPM研究会」を発足させ、民間企業の経営理念・経営手法などの公的部門への導入について検討（地方）。</p>	<p>総務省</p>	<p>・平成14年6月に「地方公共団体における新しい行政手法の導入に関する研究会での議論と調査結果について」をとりまとめ、地方公共団体に配布。 ・平成14年度地方行政NPM研究会において、報告書を取りまとめる予定。 ・「IT社会に対応した地方公共団体の業務プロセスの改革に関する調査研究会」を開催し、平成14年度中に報告書を取りまとめる予定。</p>			
<p>○公共部門に企業経営的な手法を導入し、より効率的で質の高い行政サービスを提供するため、政策評価、公会計、予算・定員管理への対応などについて、計画的な実施に向けて具体的施策を明確にしていく。</p>	<p>総務省、財務省、関係府省</p>	<p>平成15年度定員審査過程において、政策評価の活用、増員効果の検証等に努めた。</p>			<p>定員審査過程において、政策評価の活用、増員効果の検証等に努める。</p>
<p>八. 規制改革</p>					
<p>○指導要綱の実態把握の調査結果の公表・地方公共団体への要請</p>	<p>総務省 国土交通省</p>	<p>実態把握の調査結果を公表するとともに地方公共団体へ通知により要請。</p>			<p>必要に応じて要請の趣旨を地方公共団体に周知。</p>

ホ. その他の制度改革					
公的個人認証サービス制度に関する法案の提出	総務省	第155回国会において、審議。	平成14年12月6日に成立。13日に公布。	全国実用試験等を経て、サービス実施の準備が整い次第、法を施行する必要がある。	①②③ 必要な政省令整備を行う。
公的個人認証サービスの全国実用試験	総務省	「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」の成立（平成14年12月）を受けて、全国実用試験等を実施する公的個人認証サービス都道府県協議会が設立（平成15年2月）。総務省に技術基準検討会を平成15年2月に設置。	公的個人認証サービス都道府県協議会において、全国実用試験の運用、管理体制を準備中。	実験環境の整備（システムの構築、モニターの募集、サービス主体である都道府県及び市町村の体制整備等）。 各種主体の連携による全国実験の実施・検証。 課題の抽出・検討。 等	①②③ 総務省に平成15年2月に設置した技術基準検討会において、技術的基準、プライバシーポリシー、セキュリティポリシー等を作成し、地方公共団体に提示。以上の各取組の結果を踏まえ、公的個人認証サービスの早期開始を目指す。
○各自治体において汎用的に利用できるシステムを構築するため、先導的な取り組みを行う自治体を支援する。	総務省	平成14年3月27日に「地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システム仕様書」を公表。			H15は、H14. 3. 29に策定した汎用受付システムの基本仕様の高度化を図るための実証実験をH14に引き続いて行う。
○行政手続のオンライン化に伴う関係法律の整備のため、法案を提出する。	総務省 関係府省	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」及び「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出し、平成14年12月6日に成立、15年2月3日施行。	本法律の施行により、行政手続のオンライン化が促進され、行政手続における国民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化に寄与。		

<p>○「申請・届出等行政手続のオンライン化の一部前倒しを図る」／ ○「申請・届出等行政手続のオンライン化の一層の前倒しを図る」</p>	<p>各府省</p>	<p>・平成13年度に一部の手続を前倒しでオンライン化したのに引き続き、14年7月に、「e-Japan重点計画-2002」に基づき、各府省において、手続のオンライン化に関わるアクション・プランの見直しを実施し、さらにオンライン化の実施時期の前倒しを図った。また、オンライン化の基盤となるシステム（府省認証システム、汎用受付等システム）を整備した。 ・各府省アクション・プランの見直しにより、従来14年度までに約3,900件のオンライン化を行う計画としていたものを約7,300件の手続のオンライン化を行う計画とした。</p>		<p>行政手続のオンライン化を契機として、手続の簡素・合理化に係る見直しを行うとともに、行政手続のオンライン利用の促進に取り組む必要がある。</p>	<p>各府省アクション・プランに沿って、原則全ての行政手続（約5万2千件）について、平成15年度までにオンライン化を実施するとともに、オンライン利用の促進に取り組む。</p>
<p>○地方選挙における電子投票の試行実施を促進する。</p>	<p>総務省</p>	<p>・電子投票の円滑な導入を支援するための国庫補助金（補助率1/2）を確保 （平成14年度予算額 3.9億円） ・今後電子投票を実施しようとする地方公共団体の参考に資するために、岡山県新見市における電子投票の実施報告書を作成・配付（平成15年1月） ・実施団体（新見市、広島市）に対する助言及び現地調査等 ・「電子投票法（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律）」が、平成14年2月1日施行。</p>	<p>・平成14年6月 岡山県新見市において全国初の電子投票の実施 ・平成15年2月 広島市（安芸区）において2例目（指定都市としては初）の電子投票の実施 ※2例とも大きなトラブルもなく円滑な管理執行により成功 ・H14.9.30現在の調査によると、電子投票の導入を検討中の市町村は約450団体</p>	<p>・電子投票の不在者投票への導入 ・導入コストの引き下げ</p>	<p>① 第156回国会会期末まで ・国庫補助金による財政的支援（H15年度予算（案）2.5億円） ・岡山県議選（新見市）において電子投票を実施（H15.4.13予定）。県レベルの選挙としては全国初 ・宮城県白石市議選において電子投票を実施（H15.4.27予定） ② 平成15年末まで ・福島県大玉村議選において電子投票を実施予定（H15.8任期満了） ③ それ以降 ・各団体の実施事例の分析及び分析結果の地方公共団体への提供</p>

<p>・8月30日から「郵政事業の公社化に関する研究会」を開催している。</p> <p>・「郵政公社」の設立に係る所要の法律案を平成14年の通常国会に提出する。</p>	<p>総務省</p>	<p>・「郵政事業の公社化に関する研究会」において、専門的な検討を行うための「郵便民間参入政策ワーキンググループ」及び「財務会計制度ワーキンググループ」を開催し、13年12月に中間報告を、14年8月に最終報告をとりまとめた。</p> <p>・郵政公社の設立に係る「日本郵政公社法」「日本郵政公社法施行法」「民間事業者による信書の送達に関する法律」及び「民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が、通常国会において成立（14年7月24日）し、15年4月1日から施行される。</p>	<p>・郵政事業の公社化は、全国的なサービスを提供する郵政事業の意義を確保しつつ、企業会計原則の導入など公社の経営に民間的手法を導入するとともに、郵便事業への全面的な民間参入を実現するものである。これにより、郵政事業については従来より質の高いサービスの提供が期待され、また、郵便事業への民間参入により民間事業者の事業機会の創出等の効果が期待される。</p>	<p>・民間事業者の信書便事業への円滑な参入。</p>	<p>・平成15年2月下旬から3月上旬にかけて全国11か所において、事業者説明会を開催したところ。</p>
<p>国の行政組織の減量・効率化等を実現しつつ、国家公務員の定員について、メリハリの利いた定員配置とするとともに、10年25%純減を目指した政府全体としてのスリム化を推進する。</p>	<p>総務省、関係府省</p>	<p>15年度機構・定員等審査において、内閣府食品安全委員会、農林水産省消費・安全局などの機構の新設を既存組織の合理的再編成により措置するとともに、定員について政府としての重要施策に対応したメリハリのある増員措置を講ずる一方で、行政の減量・効率化への積極的な取組等により、非現業において1,879人の純減を計上。</p>			<p>今後とも、行政の減量・効率化に積極的に取り組みつつ10年で少なくとも10%の計画的削減、独立行政法人化等を推進し、10年25%を目指した政府全体のスリム化を図るとともに、行政需要に対応したメリハリのある定員配置に努力。</p>
<p>(郵政事業)</p> <p>・公社化後の在り方については、上記「郵政三事業の在り方について考える懇談会」で1年程度かけ民営化問題を含めた具体的な検討を行う。</p>	<p>内閣官房 総務省</p>	<p>・平成14年9月、「郵政三事業の在り方について考える懇談会」が報告書を取りまとめ、公表した。</p>	<p>・報告書において、民営化を実施するとした場合の典型的類型、民営化するとした場合に留意すべき事項等、公社化後の在り方について考えるに当たっての様々な論点を示された。</p>		<p>①②③</p> <p>・懇談会報告書を踏まえ、国民的議論を進める。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>(4)産業発掘力戦略 総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則全ての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	総務省	<p>(共同アウトソーシング) 平成15年度予算要求において、28.0億円を計上。これを受け、全国45団体が検討。</p>	<p>全国の都道府県において、市町村との間に共同化に関する協議が開始されるとともに、恒久的な協議会等の枠組みを設定した都道府県が34ある。 将来的な効果として、 ・運用コストの約7割削減(50市町村、人口150万人の場合を想定) ・データセンターの運営等を行う地元IT企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守・運用、メンテナンス、物流サービス等、さらには職員の教育・訓練等について地元で相当の需要効果の創出が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用アプリケーションの運用・保守等を行うIDC(インターネット・データ・センター)の確保。 ・汎用性、拡張性及び安定性を有するアプリケーションの開発。 ・住民のニーズの高いアプリケーションソフトの適切な開発。 ・アウトソーシングに際して、受託事業者における情報セキュリティ、個人情報保護の確保。 ・行政評価・費用対効果の検証 	<p>②③ ・平成15年度中に7程度の都道府県、平成16年度までにすべての地方公共団体における運用開始を予定。 ・地方公共団体に方針を明示し、必要な研修等を予定。 ・各都道府県間において適切な役割分担により早期整備を図る。また、各団体が開発したアプリケーションプログラムを揭示し、互いに共用する仕組みの開発を行う。 ・委託先とのSLA(サービス・レベル・アグリーメント)に関する検討を行う。 ・チェックリスト等を提示し、必要な監査体制の整備を図る。</p>
<p>(5)地域力戦略 総務省は、平成14年度から地方自治体のITを活用した業務の共同化やアウトソーシングの推進により、地元関連産業の活性化を図るとともに、安全な地域づくりのため、情報システム、人材育成等の消防防災基盤整備を推進する。</p>	総務省	<p>(共同アウトソーシング) 平成15年度予算要求において、28.0億円を計上。これを受け、全国45団体が検討。</p>	<p>全国の都道府県において、市町村との間に共同化に関する協議が開始されるとともに、恒久的な協議会等の枠組みを設定した都道府県が34ある。 将来的な効果として、 ・運用コストの約7割削減(50市町村、人口150万人の場合を想定) ・データセンターの運営等を行う地元IT企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守・運用、メンテナンス、物流サービス等、さらには職員の教育・訓練等について地元で相当の需要効果の創出が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用アプリケーションの運用・保守等を行うIDC(インターネット・データ・センター)の確保。 ・汎用性、拡張性及び安定性を有するアプリケーションの開発。 ・住民のニーズの高いアプリケーションソフトの適切な開発。 ・アウトソーシングに際して、受託事業者における情報セキュリティ、個人情報保護の確保。 ・行政評価・費用対効果の検証 	<p>②③ ・平成15年度中に7程度の都道府県、平成16年度までにすべての地方公共団体における運用開始を予定。 ・地方公共団体に方針を明示し、必要な研修等を予定。 ・各都道府県間において適切な役割分担により早期整備を図る。また、各団体が開発したアプリケーションプログラムを揭示し、互いに共用する仕組みの開発を行う。 ・委託先とのSLA(サービス・レベル・アグリーメント)に関する検討を行う。 ・チェックリスト等を提示し、必要な監査体制の整備を図る。</p>

<p>(4) 産業発掘力戦略 総務省及び関係省庁は、国・地方の行政サービスのアウトソーシングの実施について、行政の効率化・簡素化等の観点から、これを計画的かつ積極的に推進することとし、これにより民業拡大を進める。</p>	<p>総務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方行革及び行政評価の取組状況についてホームページにより外部委託を含めて情報提供を実施 ・都道府県、政令指定都市における外部委託に係る状況調査を実施し、整理中。 ・市区町村における外部委託に係る状況調査の実施予定 			<p>①、②、③ ・外部委託の実施状況も含め地方行革関係に係る情報提供を随時実施し、自主的な外部委託の取組を促進</p> <p>① ・地方公共団体の外部委託を阻害する要因分析を行うとともに、優良事例の周知等を実施する予定。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による「公の施設」の管理や、コンビニエンスストア等の私人による地方税の収納事務の容認に向けた規定整備について、具体的立案作業に着手。 			<p>①地方自治法改正案を国会に提出</p>
<p>八. 規制改革</p>					
<p>総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則全ての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。</p>	<p>総務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政情報への一元提供を可能とする、政府ポータルサイト「電子政府の総合窓口」を運用開始。(平成13年4月) ●行政手続のオンライン化について、各府省において、アクション・プランを策定し、原則全ての手続を平成15年度までにオンライン化すべく、計画的に推進中。 行政手続オンライン化法施行(平成15年2月)。全府省で受付システム、認証システムのオンライン化に必要な制度面・システム面の整備を実施、平成15年度中に完了予定。 ●政府全体としての情報化推進体制をより強固なものとし、行政の情報化等を一層推進するとともに業務改革を実現するため、平成13年9月にIT戦略本部の下に「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電子政府の総合窓口システムの充実により、行政情報へのアクセスが容易となった。 ●行政手続のオンライン化に必要な法制面及びシステム面での整備が進展。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民の利便性・サービスの向上・行政ポータルサイトの整備・充実 ・オンライン化の実施と利用向上 ・ワンストップサービスの拡充 ●IT化に対応した業務改革 ・内部管理業務等の業務・システムの効率化・合理化 ・政府全体の業務・システムの効率化・合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ●CIO連絡会議において、平成15年3月を目途に電子政府構築のための新たな方針を策定し、6月までに電子政府構築計画をとりまとめ、利便性・サービスの向上、業務改革に取り組む。 ●アクション・プランに沿って、原則全ての行政手続(約5万2千件)について、平成15年度までにオンライン化を実施。
<p>情報システムに係る政府調達制度の見直し(ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等)を図る。</p>	<p>総務省 経済産業省 財務省 関係府省</p>	<p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(14年3月29日、14年4月22日改定情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、総合評価落札方式における加算方式の導入、低入札価格調査制度の活用等の促進、入札結果等に係る情報の公表などの措置を、各府省において講ずることとした。また、外部人材の積極的活用など、調達側の体制強化やソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入については、15年3月に情報システムに係る政府調達府省連絡会議を開催し、措置内容について決定。</p>	<p>措置後、各省において加算方式の導入、低入札価格調査制度の活用、情報の公表が着実に進んでいるところ。</p>	<p>知的財産権の取扱、損害賠償の上限設定など適切な契約の在り方については、実現に向け、詳細に検討を引き続き行う必要がある。</p>	<p>②適切な契約の在り方等については、引き続き情報システムに係る政府調達府省連絡会議において検討を進める。</p>

ホ. その他の制度改革

<p>(3) 経営力戦略 関係府省は、上下水道業務の民間委託、公営ガスの民営化を推進する。</p>	<p>総務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年9月に開催した公営企業管理者会議において、経営活性化戦略に掲げられた「上下水道の民間委託、公営ガスの民営化の推進」という方針を説明するとともに、各地方公営企業において組織形態のあり方を含めた経営の抜本的見直しを行うよう要請。 ・公営ガス事業について、「公営ガス事業の民営化手法研究会報告書」に基づき、随時民営化に関する情報提供を実施。 ・水道事業における新たな経営手法に関する調査研究会を開催し、民間委託も含めた民間的経営手法の導入事例の把握や導入促進方策の検討等を実施。 ・各地方公営企業における民間委託の状況について調査を行い、民間委託の状況を把握。 ・本年1月に開催した公営企業管理者会議において情報提供。 		<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果等を踏まえた、継続的な周知の実施。 	<p>(時期) ⑨それ以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な周知の実施。 ・継続的な調査の実施。
<p>(4) 産業発掘戦略/技術革新が拓く21世紀の新たな需要 総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則全ての国民との間の手続の電子化を平成15年度中に実施する。</p>	<p>総務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成10年法律第53号)(以下「システム法」)のもとで、電子政府・電子自治体の推進に寄与すべく、総務省内の情報通信部局と地方自治関係部局が連携し地方公共団体行政事務電子化に資する電気通信システム等に係る研究開発を通信・放送機構において実施。そのうち、地方税電子申告モデルシステムに係る研究開発については、神奈川県及び岡山県域でのフィールド実証実験を実施し、モデルシステムの技術仕様を取りまとめ全国都道府県に対して情報提供。 平成15年度予算施策名：申請手続電子化に資する電気通信システムの共同開発 ・政府予算案：3.5億円 平成14年12月に全国都道府県に対して地方税電子申告モデルシステムの技術仕様を提示。 	<p>平成14年12月、本研究開発の成果である地方税電子申告モデルシステムの技術仕様を冊子及びCD-ROMにより都道府県へ提示済。</p>	<p>納税者の利便性を一層高めるため、電子納付の実現、納税証明書の発行の電子化など、関連システムの開発が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①システム法による研究開発成果取りまとめ(14年度末) ②システム法による研究開発として関連システムに係る研究開発着手(15年6月頃)
<p>(4) 産業発掘戦略 総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則全ての国民との間の手続の電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>総務省、関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政情報への一元的提供を可能とする、政府ポータルサイト「電子政府の総合窓口」を運用開始。(平成13年4月) ●行政手続のオンライン化について、各府省において、アクション・プランを策定し、原則全ての手続を平成15年度までにオンライン化すべく、計画的に推進中。 行政手続オンライン化法施行(平成15年2月)。全府省で受付システム、認証システムのオンライン化に必要な制度面・システム面の整備を実施、平成15年度中に完了予定。 ●政府全体としての情報化推進体制をより強固なものとし、行政の情報化等を一層推進するとともに業務改革を実現するため、平成13年9月にIT戦略本部の下に「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電子政府の総合窓口システムの充実により、行政情報へのアクセスが容易となった。 ●行政手続のオンライン化に必要な法制面及びシステム面での整備が進展。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民の利便性・サービスの向上 ・行政ポータルサイトの整備・充実 ・オンライン化の実施と利用向上 ・ワンストップサービスの拡充 ●IT化に対応した業務改革 ・内部管理業務等の業務・システムの効率化・合理化 ・政府全体の業務・システムの効率化・合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ●CIO連絡会議において、平成15年3月を目的に電子政府構築のための新たな方針を策定し、6月までに電子政府構築計画をとりまとめ、利便性・サービスの向上、業務改革に取り組む。 ●アクション・プランに沿って、原則全ての行政手続(約5万2千件)について、平成15年度までにオンライン化を実施。

		<p>(共同アウトソーシング) 平成15年度予算要求において、28.0億円を計上。これを受け、全国45団体が検討。</p>	<p>全国の都道府県において、市町村との間に共同化に関する協議が開始されるとともに、恒久的な協議会等の枠組みを設定した都道府県が34ある。 将来的な効果として、 ・運用コストの約7割削減(50市町村、人口150万人の場合を想定) ・データセンターの運営等を行う地元IT企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守・運用、メンテナンス、物流サービス等、さらには職員の教育・訓練等について地元で相当の需要効果の創出が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用アプリケーションの運用・保守等を行うIDC(インターネット・データ・センター)の確保。 ・汎用性、拡張性及び安定性を有するアプリケーションの開発。 ・住民のニーズの高いアプリケーションソフトの適切な開発。 ・アウトソーシングに際して、受託事業者における情報セキュリティ、個人情報保護の確保。 ・行政評価・費用対効果の検証 	<p>②③ ・平成15年度中に7程度の都道府県、平成16年度までにすべての地方公共団体における運用開始を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に方針を明示し、必要な研修等を予定。 ・各都道府県間において適切な役割分担により早期整備を図る。また、各団体が開発したアプリケーションプログラムを提示し、互いに共用する仕組みの開発を行う。 ・委託先とのSLA(サービス・レベル・アグリーメント)に関する検討を行う。 ・チェックリスト等を提示し、必要な監査体制の整備を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ◎地方公共団体における行政情報の交換に重要な基盤である総合行政ネットワークの接続を要請。 ◎地方公共団体の組織認証基盤の全市区町村までの整備を支援。 ◎地方公共団体が行政手続のオンライン化を図る上で必要な方策の提示等の支援を実施中。 ◎地方公共団体の汎用受付システムの基本仕様の策定と順次高度化。 ◎行政情報の共有化等を進める統合型GISの運用及びび利用に関する指針の策定。 ◎平成14年3月29日付けで汎用受付システムの基本仕様の策定。 ◎平成14年9月17日付けで、「統合型の地理情報システムに関する運用指針」及び「統合型の地理情報システムに関する活用指針」を策定、公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成13年10月に、全都道府県、政令指定都市の接続が完了。 ・平成15年2月末現在、419市町村が接続済み。 ・総合行政ネットワークと霞が関WANの接続を平成14年4月から開始。 ◎各府省において、既存のアクションプランを見直すとともに、申請・届出等以外の手続についても対象とする新たなアクションプランを2002年7月に策定。 ◎組織認証基盤については、平成13年度内に全都道府県、政令指定都市において整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎総合行政ネットワークの全市区町村までの接続。 ◎組織認証基盤の全市区町村までの整備。 ◎汎用受付システム基本仕様の更なる高度化。 ◎統合型の地理情報システムの普及、導入促進等。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎総合行政ネットワークの全市区町村までの接続要請及び支援。 ◎組織認証基盤の全市区町村までの整備支援。 ◎汎用受付システムの基本仕様を基に、高度化を図るための調査研究事業を実施中。 ◎「統合型GISポータルサイト」を活用した統合型の地理情報システムの普及、導入支援。